

平成 26 年 6 月 2 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530340

研究課題名(和文) ドイツ近現代史における地域経済＝地方自治の相関と国際比較――戦後期を展望して――

研究課題名(英文) The historical correlation of self-government and local economy in modern Germany

研究代表者

加藤 房雄 (Kato, Fusao)

広島大学・社会(科)学研究科・名誉教授

研究者番号：90104869

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円、(間接経費) 720,000円

研究成果の概要(和文)：平成22年度に開始した本研究は、平成25年度に、内外の学会誌に、独文を含む学術論文を発表することによって終了の予定であった。だが、当初の計画以上に進展した本研究は、『歴史と経済』第216号所収論文と、K. Hardach編著所載独文論考の両成果を得るに至り、その目的は、平成24年度中に基本的に達成された。この間、ほぼ時を同じくして、シュレーゲン貴族史に関するR. Gehrkeの通史的な基礎研究(平成22年度)と、世襲財産制の現代的意義に論及したM. Wienfortのドイツ大土地所有史研究(平成23年度)に、加藤の業績が引用・紹介され、国際的成果の点でも、一定の進展を確認することができた。

研究成果の概要(英文)：My essay printed in K. Kardach(ed.), Internationale Studien zur Geschichte von Wirtschaft und Gesellschaft (Frankfurt a. M. 2012) explained, that the Dohna family of East Prussia, whose co-ownership appears in German records dating back to 1127, possessed an entailed estate (Fideikommiss) of almost 20,000 hectares at the end of the 19th century. This study investigates the Dohna family's fiscal reconstruction from the late Weimar Republic to the early Nazi years, with particular reference to the East Elbian Relief policies (Osthilfe) launched in 1930 for large-scale landowners. As W. C. McNeil points out, small farms of under fifty hectares made a profit between 1928 and 1930, but large estates were losing vast sums.

This study focuses in particular on the effect of the 1920 law "Zwangsaufloesungsverordnung", which sought to abolish entailed estates in Prussia, on the Dohna family. The analysis is based on primary materials in the Berlin-Dahlem Archive (Geheimes Staatsarchiv Preussens).

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：経済史 ドイツ 地方自治

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の基礎と出発点は、平成19年度に始まり、平成22年度まで続く予定だった「ドイツ・ナチズム下の地域経済 地方自治の相関とスイス史 実証研究と国際比較」である。その後、平成20年9月に開催された「社会経済史学会第77回全国大会」において、加藤房雄を組織者として、共通論題「地方自治史の国際比較」が組まれるに及び、当初想定していた国際比較の視野は、ドイツ・スイスの二国間比較の枠組みを超えて、広域的ヨーロッパへと拡大した。

(2) 「地方自治と地域経済の相関」という一点に着目して、ドイツ近現代史上の社会経済史の問題に関する実証的かつ通史的な精査を試みた本研究は、一方における「時期的対象の拡がり」 古典的帝国主義期からワイマル期を経てナチズム期へ、そして他方における「国際的な比較対象の拡張」 ドイツとスイスから全ヨーロッパへ という「二重の視野拡大」を図ろうとする学術的動機を出発点として開始された。

2. 研究の目的

(1) まず最初に、ワイマル期と戦後期の前後両面から迫る「ドイツ・ゲマインデ法」(1935年)の法制史的検討が、準備作業として不可欠である。ゲマインデ公共生活のナチズム下での「空洞化」の窮境を直視しつつ、1946年以後発布される戦後の非ナチ化「ゲマインデ法」との「類型論的連続性」の有無に関する困難な問題にも一定の解答を与えた。

(2) これに続いて行われるべき作業は、社会経済的実態との関連の把握である。この点、研究の方法としては、事実把握の資料分析を重視するものとならざるをえない。そこで、この十数年来追究してきたベルリン近郊テルトウ郡 (Kreis Teltow) の「都市近郊ゲマインデ」(Vorortgemeinde) に注目する。これに加えて、本研究は、「ゲマインデの魅力」に富むブランデンブルク型農村社会とは対極的關係に立つ東プロイセン型農村社会にも着目した。責任感あふれる自治意識の覚醒・陶冶なぞおよそ望むべくもなかったとさえ言われる東プロイセンと前記ブランデンブルクとの違いなどに示される「地域史の諸論点」を念頭に置いて構想される「ドイツの地域間比較」という新たに導入される視点のもと、「プロイセン枢密文書館」(Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz) 所蔵の未公開一次史料を基にして、東プロイセンの有名な「世襲財産」(Fideikommiss)の一つである「ドーナ伯爵家統合領」(Grafschaft Dohna)のワイマル期における経済的諸問題の分析を手始めとして、逐次、系統的な実証分析を進めた。

3. 研究の方法

(1) 研究の方法は、実証に第一の軸足を置く本研究の性質上、資料の判読と文献参看が中心とならざるをえない。当面、最優先課題として、ドイツ人専門家によるレビューを踏まえた、現地での文書館・図書館調査を毎年系統的に行って、文書館史料と図書館所蔵文献の分析を続ける。その際、以下の作業は必須のものである。

() ベルリンなどのドイツのアルヒーフ所在都市でのレビュー・討論

() 第二次大戦の戦後期を含む近現代ドイツ地方自治史 = 地域経済史関連の基礎的重要文献の収集

() ベルリン・テルトウ郡ならびに東プロイセン農村地域に関する未公開一次史料の解読

() 解読済みデータのパソコンへの入力

() 公表予定論考全般にわたる使用資料・文献の拡充。

(2) さらに、これらの基礎作業に加えて、本研究が、ドイツとりわけプロイセンと広域的ヨーロッパとの比較・対照に二つ目の軸足を置く国際比較を目指す研究である以上、研究代表者が主宰する研究会の継続的な開催が重要な意味を持つ。これが、() 研究会の継続、であるが、研究代表者はすでに、「社会経済史学会平成20年度全国大会共通論題」のための準備研究会を組織して、当該の課題を事実上開始した。この研究会は、平成19年9月21日と平成20年3月15日・7月5日・9月7日の計四回、イギリス史・スイス史だけでなく、インドネシア史と日本史の専門家の参加と協力も得て行われた。本研究では、これを、「比較自治史研究会」として発展的に改組し、討論を深めて、国際比較に関する第二の重要課題を果たすことが企画・構想された。

4. 研究成果

(1) 平成22年度に開始して、平成25年度まで続く予定だった「ドイツ近現代史における地域経済 地方自治の相関と国際比較 戦後期を展望して」の研究成果は、以下のとおりである。平成22年以降、図書館・文書館調査を中心に研究を進め、主として、「プロイセン枢密文書館」(平成22年度)ならびに「ライプツィヒ・ドイツ図書館」(平成23年度)と「ベルリン国立図書館」(平成24年度)において集中的に作業した結果、「平成23年度研究実績報告書」に記載のとおり、当初の計画を大きく上回る成果を収めることができた。とりわけ「地方自治との関連に留意したドイツ比較地域史」の観点から、東プロイセン型農村社会の地域史研究を進めるなかで、当該地域の「ドーナ伯爵家統合領」の史実を探り当てたことは、大きな発見であった。「アメリカ債」(Amerika-Anleihe)の分析なしに、ワイマル期ドイツ大土地所有

の実像の解明は不可能であると自覚できたのである。したがって、本研究は、当初の「ドイツ地域間比較を含むヨーロッパ内の視角」から、「トランスナショナルなドイツ アメリカ間関係の見地へ」という、地理上の考察対象の相当大きな拡張、あるいは「比較対象の国際的拡がり」に与った直接的な機縁をもたらすものであった。研究代表者の現在の課題、すなわち、「ドイツ農業とアメリカ金融資本の歴史的相関 未公開一次史料に基づく実証的基礎研究」(平成25～平成28年度基盤研究C、課題番号25380428)は、本研究によって準備され、これを発展的に受け継いだ成果にほかならない。なお、1928年の「アメリカ債」の償却が、1958年にまで及んで計画された点を考慮するなら、新しい課題の時期的対象としては、平成22～24年度同様、「戦後期を展望する中・長期的研究」とならざるをえないであろう。

(2) 研究代表者、加藤房雄は、1990年に『ドイツ世襲財産と帝国主義』を上梓したのち、約15年の時を閲して、2005年2月、第2作『ドイツ都市近郊農村史研究』を世に問い、プロイセンを主対象としたドイツ近現代社会経済史研究の進展に努めてきた。前著においては、ドイツ農村に止目して、そこでの大土地所有、とりわけ世襲財産とドイツ帝国主義との構造的関連を明らかにし、従来の研究史上の空白を埋めつつ、古典的帝国主義を注視したかぎりでは、ドイツ・ナチズム分析と戦後ドイツ論の展開のための準備作業を一定程度果たしたとすれば、他方、第2作にあっては、大土地所有への着目を継続しながら、一転、農村から都市へと視点を移し、「都市と農村のあいだ」と言うべきヨーロッパ社会経済史研究史上の新生面の開拓を展望した。都市と農村の立体的関係は、ブランデンブルク州・ベルリン近郊テルトウ郡などのいわゆる「都市近郊ゲマインデ」の実態に明らかである。それだけではない。プロイセンにおける「地方自治の古典時代」とは、「19世紀の偉大な業績」の一つと言ってよい地方自治体の「給付行政」(Leistungsverwaltung)が、さながら都市化と符節を合わせたかのように、各地で豊かに花開かせていた時期でもあった。当該時期の「都市近郊ゲマインデ」は、この「給付行政」の成果を、小学校制度・村有地の開拓・市街電車の経営等の多方面に亘って示した「ゲマインデの魅力」に富む存在にほかならなかった。本研究は、この「ゲマインデの魅力」の意義を追究した。

(3) 他方、このブランデンブルク型農村社会の対極に位置したのが、東プロイセン地方である。そこには、自治意識の豊かな展開とは縁遠い、言わば「ゲマインデの魅力が欠く社会」が存在した。と言うのは、こうである。東プロイセンの農民と農村労働者は、ゲ

マインデ長が彼らの利益を代表してくれることに満足しただけではなく、一旦緩急ある場合には、保護・援助の手を差し伸べる郡長(Landrat)の公正に全幅の信頼を寄せた。言わば「あなた任せのゲマインデ民」にとつて、責任感に富む自治意識の覚醒・陶冶は、およそ望むべくもなかった。さらに、グーツベツィルク(領地区域)の住民もまた、農場主(ユンカー)との共同生活に、ある種の快適ささえ感じていたと見てよいふしがある。このような対極的両農村社会の19世紀末期の構造的相異を念頭に置く、「ドイツの地域間比較」という新たに導入された視点のもと、「プロイセン枢密文書館」所蔵の未公開一次史料を基礎にして、東プロイセンの巨大世襲財産である「ドーナ伯爵家統合領」のワイマル期における経済的諸問題を分析した。

(4) その結果得られた事実は、当初の予想をはるかに超える大土地所有者の悲惨な実態である。以下にその概容を示しておきたい。ワイマル期ドイツの農業政策は、入植政策と農業保護関税政策、そして農業補助金政策の三部門に亘って展開した。「アメリカ債」の問題は、三番目の補助金政策との関連で考察されなければならない。この政策の本来的な活動領域は、1929年の世界経済恐慌後のドイツ農業であったが、実は、早くも1924年と翌1925年には、「東プロイセンの大きな最初の危機」が訪れていた。1924・25年度の東部ドイツ農業の損失は、5億7900万ライヒスマルク(RM)の巨額に達したのである。その推移を見ると、損失額は、世界恐慌の前には、いったん4億RM強にまで下がるが、恐慌後、6億RMの線を突破し1931・32年度には、7億4000万RMにまで急上昇している。こうして、1930年に「東部救済策」(Osthilfe)が始まるが、それは、1922年6月23日のプロイセン邦ならびに同年8月12日のライヒレベルでの「東プロイセン綱領」に端を発するものだった。これに続いたのが、以下に示す一連のプログラム、すなわち、1926年の「即刻プログラム」・翌年の「境界支援」そして1928年の「東プロイセン支援」である。

(5) これらの救済措置のおもな目的は、農業大臣シレ(Martin Schiele)が重視した「借り換え」(Umschuldung)にほかならなかった。多額の債務を抱える当時の農業経営、とりわけ「ドーナ家」等の大土地所有は、債務償還のめどが立たないほどの窮地に陥っていたのである。「借り換え」とは、要するに、高金利・短期の負債を低金利・長期の貸付金に切り替えることであるが、当時、「借り換え抵当証券」を求める需要は、およそ1億RMの巨額に達したと見積られる。財源難に悩むドイツ政府(ライヒ)が採った措置は、「外債」(Auslandsanleihe)による不足

分の充足であった。こうして、「最初のアメリカ債」(erste Amerika-Anleihe)として募集された「地方銀行本店」(Landesbankenzentrale)の外債を基礎に、総額1億500万RM(=2500万ドルDollars)に上る初めての「農業用抵当証券」が発行されたのである。借り換えを実施する必要性は、なにも東部諸州だけに限られていたわけではない。だが、「アメリカ債」総額中の29パーセント(3045万RM)を割り当てられた東プロイセンは、一頭地を抜く存在だった。ワイマル末期以降の東プロイセンのこの特異性に気づかされるなら、地方自治との相関に注目する一観点だけでは、その地域経済の現代ドイツ史上の位置づけを十全に解明することはできず、国際的関連にまで視野を広げる新しい見地が求められることになる。

(6)平成22年度に開始した当該の研究は、最終年度の平成25年度に、内外の経済史関係の学術雑誌に、独文を含む論文を発表することによって終了する予定であった。だが、「当初の計画以上に進展」した本研究は、『歴史と経済』第216号所収論文、ならびに、Karl Hardach 編著所載独文論考の二つの成果を得るに至り、平成24年度内に基本的に達成された。この間、ほぼ時を同じくして、シュレージエン貴族史に関する Roland Gehrke の通史的な基礎研究(平成22年度)ならびに、世襲財産制の現代的意義に論及した Monika Wienfort のドイツ大土地所有史研究(平成23年度)に、研究代表者の業績が引用・紹介され、国際的成果の点でも一定の進展を確認することができた。以上が、本研究の成果である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

Fusao Kato, Vom Fideikommiss zum Familiengut. Das Beispiel des Sanierungsversuchs der Grafschaft Dohna in Ostpreußen, in: Karl Hardach(編著), Internationale Studien zur Geschichte von Wirtschaft und Gesellschaft, 査読有, 2012 Frankfurt a. M., S. 447-462.

加藤房雄, ワイマル期ドイツにおける大土地所有の苦闘 「ドーナ家」の事例と「アメリカ債」の意義、歴史と経済、査読有、第216号、2012年、34-42頁

加藤房雄, ドイツ近代ゲマインデ制の地域類型論・序説 歴史的由来を尋ねて、査読無、広島大学経済論叢、34巻、1号、2010年、1-13頁

加藤房雄, 近代ドイツ史における都市自

治制の地域類型と構成原理 19世紀中葉期とワイマル期の比較論、査読無、広島大学経済論叢、33巻、3号、2010年、5-59頁

〔学会発表〕(計3件)

Fusao Kato, Die asiatische Währungs-krise am Ende des 20. Jahrhunderts, ライプツィヒ大学招待講演、2012年12月18日、ドイツ・ライプツィヒ市 加藤房雄, ワイマル期ドイツにおける大土地所有の苦闘 東プロイセン「ドーナ家」の事例分析、政治経済学・経済史学会中国四国部会研究会報告、2011年6月4日、広島市

加藤房雄, ドイツ自治制の歴史的地域類型試論 ゲマインデに着目して、社会経済史学会中国四国部会2010年度大会自由論題報告、2010年11月20日、広島市

6. 研究組織

(1)研究代表者

加藤 房雄 (KATO FUSAO)

広島大学・大学院社会科学研究所・名誉教授
研究者番号：90104869